

平成26年度 住民税申告相談のご案内

確定申告は2月17日(月)から3月17日(月)までです。

◆申告相談の日程及び場所

月日	曜日	時間	対象地区	会場
2月17日	月曜日	8:30～17:00	幌延地区全域	幌延町役場大会議室
2月18日	火曜日	8:30～17:00		
2月19日	水曜日	8:30～17:00		
2月20日	木曜日	8:30～17:00		
2月21日	金曜日	10:00～16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター
2月24日	月曜日	9:00～15:00		

※当日都合の悪い方は、お近くの相談会場又は上記相談日以外の日に、会計課財政グループ税務担当窓口までお越しください。

◆確定申告を必要とする主な方

- 1 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- 2 年末調整された給与所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

◆給与所得者で確定申告することによって、源泉徴収税が還付(還付申告)される方については、既に役場で受付しています

- 平成25年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円又は所得の5%を超える方
※事前に人毎・病院毎に集計されているとスムーズに申告手続きを済ませることができます。
- 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方、又は増改築をされた方で、一定の要件に該当する方
※申告に必要な添付書類等については、会計課財政グループ税務担当にお問い合わせください。

◆申告相談にお越しの際には、次の物を持参してください

- 1 印鑑
- 2 平成25年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
- 3 生命保険料及び地震保険料等の支払証明書
- 4 医療費等の領収書
- 5 障がい者のいる方は障害者手帳
- 6 国民年金支払証明書
- 7 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の領収書等
- 8 申告者本人名義の口座番号がわかるもの(還付金が発生した場合に必要です)

詳細は、会計課財政グループ税務担当(電話 5-1113・告知端末機 5-8813)までご相談ください。

稚内税務署からのお知らせ

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成26年2月17日(月)から同年3月17日(月)までです。

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(日)から3月17日(月)までです。還付申告は、平成26年2月15日(土)以前でも行えます。(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っていません)

ただし、一部の税務署では、2月23日と3月2日に限り、日曜日でも確定申告の相談及び申告書の受付を行います。また、申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で確認されるか、税務署にお尋ねください。